

【青森駅東口ビル行政サービス施設設計業務プロポーザル 特記仕様書 3】
青森市民美術展示館展示設計業務仕様書

1 目的

協同組合タッケン市民美術展示館（青森市民美術展示館）は、昭和54年2月に開館し、長らく市民の制作した美術作品等の展示の場として活用されてきたが、築43年を経過した老朽化の進む施設となっており、利用者や議会の皆様からの御意見等も踏まえ、（仮称）青森駅東口ビルに移設することとした。

老朽化が進む青森市民美術展示館を（仮称）青森駅東口ビルに移設し、市民の文化芸術活動の活性化や駅周辺のにぎわいの創出を図るため、施設の展示設計を行うものである。

2 業務概要

- | | |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 業務名 | 青森市民美術展示館展示設計業務 |
| (2) 履行期限 | 令和5年3月17日（金） |
| (3) 履行場所 | 青森県青森市柳川一丁目1番1号
（仮称）青森駅東口ビル 4階行政サービス施設区画（約559.5㎡） |
| (4) 設計業務目安額 | 20,770,000円（消費税及び地方消費税を含む） |
| (5) 想定概算整備費 | 約210,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
ただし、以下の項目を含むものとする。
・基本内装（床、壁、天井仕上）
・電気設備（C工事分）
・空調設備（C工事分）
・給排水設備工事（C工事分）
・展示区画の造作、グラフィック、映像機器等
・什器・家具等の備品 |

3 業務内容

① 移設の意図	既存の「協同組合タッケン美術展示館（青森市民美術展示館）」の老朽化に伴う移設 複合施設である駅ビルへの移設による、賑わいの相乗効果の創出
② 施設の用途	市民による活動発表や鑑賞機会のある場として使用（絵画、彫刻、書道、写真、工芸等の作品展示） * 既存の青森市民美術展示館HP参照 制度上の区分：博物館類似施設（美術・工芸関係）
③ 施設の構造	鉄骨造（4階の行政施設部分）
④ 施設の規模	面積 約1,079㎡（県施設を含めた行政施設全体） 市部分：約559.5㎡（共用部含む）
⑤ 積載荷重	350 kg/㎡（県・市境界部の一部は780 kg/㎡）
⑥ 設計費の上限	20,770千円（税込）以内
⑦ 概算工事費	約210,000千円（税込）

<p>⑧ 階高さ</p>	<p>4,500 mm 5F L-4F L</p>  <p><input type="checkbox"/>天井 パネル・パーテーション、ライト等を吊り下げることが可能な構造とする。 大型の作品が展示できるよう、配管等を工夫し、できるだけ天井高を確保する。</p>
<p>⑨ 必要な諸室等</p>	<p><input type="checkbox"/>展示ギャラリー（市部分） 面積：約 430 m² 区画：来館者の動線や展示のしやすさに配慮しつつ、一つの区画としても、複数の区画としても使用できるような設定とする。 パネル等の活用により展示可能な点数を増やす工夫をする。 壁面：ピン等の使用があっても補修材での補修が容易な材質とする。</p> <p><input type="checkbox"/>事務室等 平面図上部の約 40 m²を事務室とし、中に美術品を一時保管するキャビネットを設置する。 パネル、折り畳み椅子等の備品を格納するスペースを設ける。</p>
<p>⑩ 必要な設備等</p>	<p><input type="checkbox"/>空調設備 暖房、冷房、換気が可能で、展示する美術品を考慮したものとする。</p> <p><input type="checkbox"/>給排水設備 給湯</p> <p><input type="checkbox"/>電気設備 照明（LED、紫外線、調光・調色を考慮したもの）、ライティングレール、スポットライト、コンセント</p> <p><input type="checkbox"/>弱電設備 電話、放送、LAN</p> <p><input type="checkbox"/>消火設備 関係法令に基づいた設備とする。</p> <p><input type="checkbox"/>防犯設備 シャッター、防犯カメラを設置する。</p> <p><input type="checkbox"/>その他 パネル・パーテーション（一部は窓の遮光用、映像の投影についても考慮）、ピクチャーレール、ガラス部分への紫外線カットフィルム等を検討する。 動画等の投影にも配慮する。 展示室内にピアノを設置することとしており他区画への防音対策や配置等を考慮する。</p>

⑪ その他	<input type="checkbox"/> 青森市環境配慮手順書「設計時の配慮」に基づき必要な検討・取組を行う。 <input type="checkbox"/> 建築物移動等円滑化基準・青森県福祉のまちづくり条例基準で整備する。 <input type="checkbox"/> 行政施設部分は、県・市が一体的に整備を行うため、デザイン等に留意するとともに、フレキシブルな使用について考慮する。また、光熱水費等については、県・市が個別に把握可能なものとする。 <input type="checkbox"/> 県の設計区分や、施設側との設計区分については、特記仕様書1を参照のこと。 <input type="checkbox"/> 柱部分の有効活用を検討する。 <input type="checkbox"/> 展示館は、リンクモア平安閣市民ホール（青森市民ホール）1階ギャラリーと連携した活用を考えており、設計に当たっても配慮する（別添資料参照）。
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 提出物

(1) 成果物

提出の段階	提出する成果物	成果物の仕様	部数
① 設計完了時	設計図書	後掲	5

(2) 付属物（提出書類・付属品）等

提出の段階	提出する付属品等	書類・付属品等の仕様	部数
① 適時	主任技術者選任通知（契約後7日以内）	指定書式、A4判	1
	照査技術者選任通知（ 〃 ）	〃	〃
	再委任承認申請書（ 〃 ）	〃	〃
	設計業務計画書（ 〃 ）	任意書式、A4判	〃
	ア 業務体制		
	イ 業務概要		
	ウ 協力者の概要		
	エ 業務工程表		
	オ その他	必要書類	
② 設計（案） 説明段階	設計（案）	A3判製本（片綴）	5
	ア 各案の趣旨・コンセプト	必要に応じ着色・資料付加	
	イ 配置・平面図・立面図	〃	
	ウ 設備システム・系統図	〃	
	エ 概算設計額	〃	
③ 設計 終了段階	① 承認用設計図書	A3判製本（見開版）	5
	ア 建築計画概要書	必要に応じ着色・資料付加	
	イ 仕上表（内外部の主要部分）	〃	
	ウ 建築面積・延面積表	〃	

	エ 配置計画図	〃	
	オ 平面図	〃	
	カ 立面図	〃	
	キ 断面図	〃	
	ク 設備方式の総合的検討・概略計算	〃	
	ケ 完成予想図又は模型写真	カラー：原本提出	
	コ 電気設備図（C 工事部分）		
	サ 機械設備図（C 工事部分）		
	② 設計説明書	A3 判製本（見開版）	5
	ア 設計趣旨・設計の方針・設計条件		
	イ 設備計画に関する考え方		
	ウ 関連法令の整理		
	エ 環境配慮への取り組み		
	オ 高齢・身障者対策への取り組み		
	カ 工事費（コスト比較含む）		
	キ IC、RC、LCC等の説明		
	ク その他	基本設計の説明に必要なもの	
	③ 設計打合せ記録	任意様式	5

5 成果物の著作権

- (1) 本業務契約に基づいて作成された成果物の著作権は発注者に帰属する。
- (2) 本業務に当たっては、第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを使用する時は、予め発注者と協議の上、著作権法上に定められた手続きを行うこと。これらの手続きを経ずに問題が生じても発注者は一切の責任を負わず、費用の負担も行わない。

6 留意事項

- (1) 当該施設は、現在、東日本旅客鉄道株式会社が建設を進めている（仮称）青森駅東口ビル内に入居するテナントとして整備される。そのため、本業務に当たっては、当該施設所有者、建築工事及び設計監理者との調整が必要になるので留意すること。
- (2) 隣接して青森県による縄文遺跡群情報発信拠点施設の整備が予定されており、当該施設との設計工事区分や、廊下、トイレ等の共用部について、青森県との調整が必要になるので留意すること。なお、共用部に係る設計・施工費用は青森県と折半するものである。